

「高浜市自治基本条例 検証中間報告」について みなさんのご意見を、お聞かせください！

「検証中間報告書」17～87 ページに掲載の検証内容に対してご意見のある方は
9月14日（月）までに、高浜市役所総合政策グループ（3階 23 番）へ
直接・郵送・FAX・メールで提出してください。

氏 名		
住 所		
連 絡 先	TEL	FAX
	E-mail	
条 文	意見箇所	意見内容
第 条	①条例の推進状況 ②成果・課題と今後の取組みの方向性 ③条文修正の必要性	
第 条	①条例の推進状況 ②成果・課題と今後の取組みの方向性 ③条文修正の必要性	
第 条	①条例の推進状況 ②成果・課題と今後の取組みの方向性 ③条文修正の必要性	
第 条	①条例の推進状況 ②成果・課題と今後の取組みの方向性 ③条文修正の必要性	
④その他条例推進に向けての自由意見		

〒444-1398（住所不要）高浜市役所総合政策グループ
TEL 0566-52-1111（内線 365） FAX 0566-52-1110
E-mail seisaku@city.takahama.lg.jp

いきいき広場、各公民館、各ふれあいプラザ、図書館に設置している「意見投函箱」もご利用ください。

— 記入欄が不足する場合はどんな用紙にご記入いただいても構いません。 —